

○ 日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続を定める内閣府令（平成十九年内閣府令第七十一号）
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（銀行持株会社である場合における子会社設立等の届出）</p> <p>第二条 日本郵政株式会社は、法第六十五条後段の規定により届出をするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 日本郵政株式会社に関する次に掲げる書面</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 株式交付により他の会社を子会社とする場合には、次に掲げる書面</p> <p>(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>(2) 株式交付計画の内容を記載した書面</p> <p>(3) 株式交付費用を記載した書面</p> <p>「三〽五 略」</p> <p>（保険持株会社である場合における子会社設立等の届出）</p> <p>第五条 日本郵政株式会社は、法第六十八条後段の規定により届出をするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出</p> | <p>（銀行持株会社である場合における子会社設立等の届出）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>「三〽五 同上」</p> <p>（保険持株会社である場合における子会社設立等の届出）</p> <p>第五条 「同上」</p> |

| | |
|--|---|
| <p>しななければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 日本郵政株式会社に関する次に掲げる書面 「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 株式交付により他の会社を子会社とする場合には、次に掲げる書面</p> <p>(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>(2) 株式交付計画の内容を記載した書面</p> <p>(3) 株式交付費用を記載した書面</p> <p>「三〽五 略」</p> | <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」 「イ・ロ 同上」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>「三〽五 同上」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |